

〇×〇×施設 土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル

1 目的

このマニュアルは、〇×〇×近隣で土砂災害(河川の氾濫)の発生又は発生の恐れがある場合に
対応すべき必要事項を定め、土砂災害(河川の氾濫)から人命を確保すると共に、被害の軽減に資
することを目的に定める。

2 マニュアルの適用範囲

このマニュアルは、〇×〇×に勤務する職員及びサービスを利用する入所者・利用者又は出入
りする(利用者等)すべてのものに適用する。

3 施設管理者の責務

施設管理者は、〇×〇×における土砂災害(河川の氾濫)による被害の軽減についてすべての責
任を有すると共に、本マニュアルに基づき施設職員を指揮し、利用者等の人命を確保する。

また、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入所するため、神戸市が配信する災害情報
を把握すると共に職員にも周知を行うこと。

4 施設職員の責務

施設職員は、施設管理者の指揮の下、利用者等の人命確保及び被害の軽減のため本マニュアル
に基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

5 利用者等の責務

利用者等は、施設管理者及び職員の指示に基づき、土砂災害(河川の氾濫)から身を守るために
避難誘導等に従うものとする。

6 各班の任務と組織 (火災等における任務と組織と同じと思われる)

(1) 各班の任務

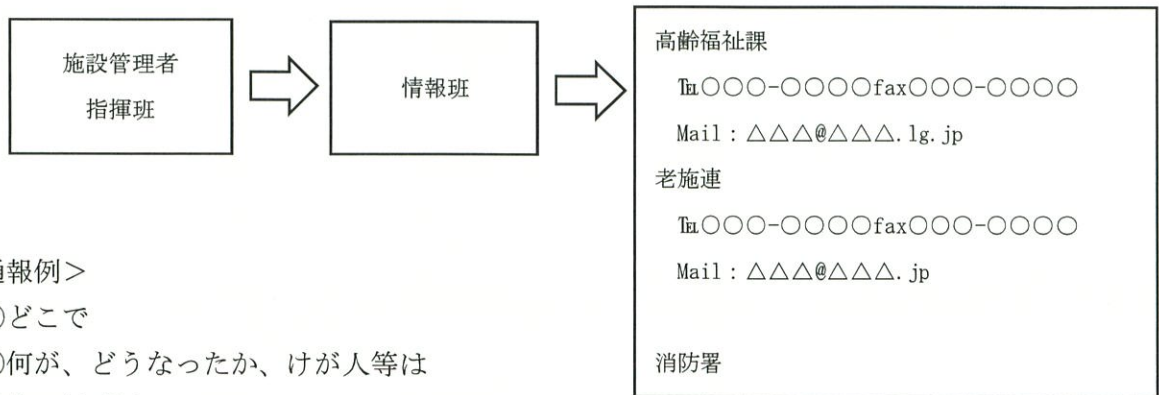
① 指揮班

施設管理者の支援を実施し、各班へ必要な事項を指示する。

② 情報班

神戸市や各種メディア等から得た気象情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備
情報、避難勧告、避難指示等の情報を把握し、指揮班に伝達する。また、確認・入手した
情報《がけ崩れ(河川の氾濫)の前兆現象や被災した際の被害情報等》を適宜、神戸市及び
老施連等の関係機関へ通報する。

- (2) 施設から神戸市及び老施連等へ発信する情報（がけ崩れ（河川の氾濫）の前兆現象や被災した際の被害情報等）



<通報例>

- ①どこで
- ②何が、どうなったか、けが人等は
- ③今の対応は

(3) 緊急連絡先一覧表

名 称	電 話	F a x	メ ー ル

8 事前対策

- (1) 台風の接近などあらかじめ土砂災害(河川の氾濫)の危険性が高まることが予測される場合は、夜間当直職員の増員やデイサービスの中止など検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。
合わせて、職員の連絡体制の確認、職員確保策など検討する。

9 災害対策体制の確立

- (1) 土砂災害(河川の氾濫)警戒情報が発令された段階
情報班を先行して立上げ、情報収集を行う。
- (2) 土砂災害(河川の氾濫)避難準備情報・避難勧告が出された時
- ① 災害対策会議（本部）等を設置する。（関係職員召集）
 - ② 職員等へ周知を行う
 - ③ 職員の確保策（召集）を検討する。
 - ④ 避難方法等の確認を行う。
 - ⑤ 近隣他施設との情報交換を行う。
 - ⑥ 地域の情報を集める。
 - ⑦ 設備・建物・環境の安全確認を行う。
 - ⑧ 職員・利用者の安全確認を行う。
 - ⑨ 避難を開始する。（状況に応じて避難準備を行い待機）
- (3) 避難指示が出された時

施設内の避難経路は、別紙1の通りとする。(施設内の図面にあらかじめ避難路を記載し、誰もが確認できる場所へ掲出する。)

(6) 地域との連携

① 避難誘導の応援

夜間を中心に避難誘導が手薄となることが容易に想定されることから、地域からの応援が頂けるよう協力要請、避難協定等の締結等取組みを行っておく

② 地域住民に一時的な緊急避難場所とし解放せざるを得なくなったことを想定し、入居者の生活スペースを確保するためにも受け入れる場所、人数などを決めておくことが求められる。

1.1 防災教育

施設管理者は、土砂災害(河川の氾濫)の危険性や前兆現象など、警戒避難体制に関する事項を職員に教育し、情報受伝達や自主避難の重要性を理解させる。

(1) 教育内容

① 土砂災害(河川の氾濫)の危険性

*過去の災害事例 *教訓 *施設周辺災害履歴 等

② 土砂災害(河川の氾濫)の前兆現象

前10項(2)の土砂災害の前兆現象及び河川の氾濫の前兆現象の理解を深めておく。

③ 情報受伝達体制

*情報の種類(気象情報・避難情報)

*どこから、どのような情報が、どんな手段で伝達されたか

*入手した情報を、どう伝達するのか

④ 避難判断・誘導

*自主避難の判断の重要性(がけ崩れ前兆現象、避難準備情報等)

*自主避難の判断は、原則施設管理者であるが、連絡が取れない場合などは、その場の責任者が責任者として判断を行う。

*避難場所の確定(安全な避難場所の事前選定の重要性)。予測被災に基づく避難場所選定のシュミレーション

*誰が、誰を、どのように誘導するか又は避難措置をするのか

⑤ マニュアル

*班体制の確認

*職員の役割確認

*職員の駆けつけ体制

(2) 教育時期

出水期(梅雨や台風接近)を迎える時期又は1.17の時期に防災教育を実施する。

*実施時期 *研修時間 *参加対象者 など

1.2 訓練

訓練は、防災教育の一環として実施することが望ましいことから教育時期に合わせて実施する。

(1) 訓練内容